
佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム
構築及び更新業務委託仕様書

佐賀県 医務課

目次

第1章 総論	1
1.1 本業務の背景	1
1.2 本調達の目的	2
第2章 現行業務及びシステムの状況	3
2.1 現行業務の状況	3
2.2 現行システムの状況	4
第3章 本委託業務の概要	6
3.1 システム更新の方針	6
3.2 本業務の範囲	6
3.3 委託対象システム構成	7
3.5 スケジュール	9
第4章 委託対象システムの詳細要件	10
4.1 機能要件	10
4.2 非機能要件	10
第5章 委託作業における詳細要件	13
5.1 システム要件定義フェーズ	13
5.2 設計フェーズ	13
5.3 製造フェーズ	14
5.4 試験フェーズ	14
5.5 移行フェーズ	16
5.6 研修フェーズ	16
第6章 委託業務遂行に関する要件	18
6.1 プロジェクト管理	18
6.2 体制及び要員に関する要件	18
6.3 打合せ・報告に関する要件	19
6.4 本委託業務の納品物	19
第7章 その他	21
7.1 業務の再委託	21
7.2 知的財産権の帰属等	21
7.3 機密保持	21
7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任	21
7.5 外部サービスの選定、利用に関するセキュリティ関連事項	22

7.6 契約不適合責任	22
7.7 法令等の遵守	22
7.8 特記事項	22

第1章 総論

1.1 本業務の背景

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム（以下「99さがネット」という。）は、救急病院・救急診療所を中心とした救急医療機関（以下、「救急病院等」という。）の応需情報や各種の医療情報を登録し、登録情報を関係機関に提供することにより医療機関相互の連携を図り、また災害時における迅速な医療救護の確保に資するものとして佐賀県が平成15年4月から運用を行っているものである。

また、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、病院、診療所及び助産所（以下、「病院等」という。）は、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下、「医療機関情報」という。）について県知事への報告が義務付けられており、県知事は報告を受けた医療機関情報を住民・患者に対して分かりやすい形で公表することとなっている。そのため、住民・患者による病院の適切な選択を支援することを目的として、平成19年度から令和5年度まで99さがネットに同機能を付加して運用していたが、この機能については、令和6年4月より厚生労働省が運営する全国版システム「医療情報ネット（ナビイ）」に移管している。

現在のシステムは、救急医療情報システムとしては消防機関が搬送時の病院選定時に参照するに足る有益な情報を提供するため、平成28年4月1日より運用を開始している。このシステムの運用・保守委託先である国際航業株式会社との契約は令和8年3月31日までであり、システム更新に際して、次のような課題が明らかになっている。

- ・医療情報提供制度が厚生労働省に移管したことから、救急医療情報システムとして適切な形での運用及び再構築が必要となっている。
- ・消防機関から医療機関への搬送情報をシステム上で共有することができず、情報共有が不十分な場合がある。
- ・現在は、救急隊員が紙の救急活動記録票を現場で記入し、後で現行システムに搬送実績の入力しているため、その後の必要な入力作業と重複していて非効率になっている。要請から搬送、事後検証までの一連の流れの効率化が求められる。
- ・医療機関においても、検証業務は負担になっており、効率化が求められる。
- ・システム上に集積された搬送実績データについて、一覧でしか参照できず、有効活用しにくい形になっている。

1.2 本調達の実施目的

現在のシステムは、次のコンセプトで設計・導入されている。

- (1) 救急現場（救急隊・救急病院等）の“見える化”をはかる。
- (2) 救急現場（救急隊・救急病院等）の情報共有、相互理解を深める。
- (3) 救急現場（救急隊・救急病院等）のICTの更なる活用をはかる。
- (4) 将来的な県の財政負担を軽減するため、保守管理経費を抑制する。
- (5) 医療機関情報や救急医療情報について、レイアウトを工夫するなど、利用者が利用しやすく、利用したくなるような“利用者目線のシステム”を構築する改良を加える。

これらのコンセプトを継承しつつ、先に抱えた課題を解決するために新たに次の3つのコンセプトを加え、本調達を行う。

- (1) 救急現場と医療機関の情報連携について、より高度で迅速な情報共有をはかるとともに、
ペーパーレス化対応可能なシステムを実現する。（救急活動記録票作成、検証作業など）
- (2) 救急現場（救急隊・救急病院等）のシステム入力作業の負担軽減をはかる。
- (3) 実績データの利活用を行う。

第2章 現行業務及びシステムの状況

2.1 現行業務の状況

99さがネットを用いて実施している業務は次のとおり。

(1) 医療機関情報の提供

令和6年4月からは医療情報提供については厚生労働省の全国システム「医療情報ネット（ナビイ）」に移管したが、そのリンクやその他の医療情報（各種県のサービスの案内、当番医）を掲載している。

(2) 救急医療情報の提供

救急病院等に応需情報を登録してもらい、消防本部（局）を始めとする関係者が当該情報を検索、確認し、救急搬送における搬送先医療施設選定の支援を行う他、一般県民への「休日夜間急患センター」や「今、受診できる医療機関」などの救急医療情報の提供を行う。

(3) 災害医療に関する情報の提供

災害時における医療機関の被災状況、受入可能状況、応援要請情報等の情報を各機関が入力・確認することにより迅速、かつ効果的な災害医療を提供できるように、厚生労働省の広域災害・救急医療情報システム（以下、「厚労省のEMIS」という。）へのリンクを利用してアクセスし易くする他、掲示板やメールの一斉通報機能を利用して、県内医療機関に情報提供を行う。

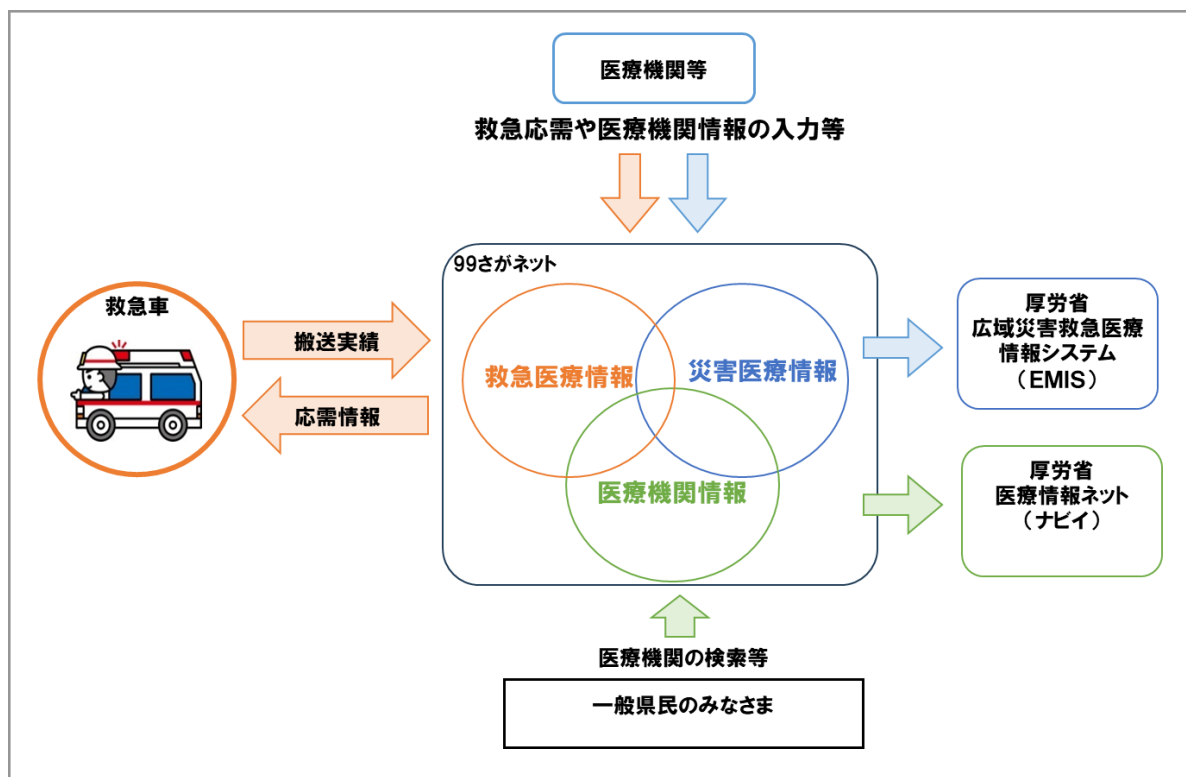


図1 99さがネット 現行業務状況

2.2 現行システムの状況

99さがネットは、次のシステムにより構成されている。

(1) 医療機関情報システム

医療情報ネット（ナビイ）に案内するリンク掲載の他、データベースについては、県内医療機関の情報（医療機関名・連絡先）を保持している。

(2) 救急医療情報システム

救急病院等が応需情報を入力し、消防本部（局）を始めとする関係者が当該情報を検索、確認し、救急搬送における搬送先医療施設選定に資する機能を有するほか、一般県民への「休日夜間急患センター」や「今、受診できる医療機関」などの救急医療情報の提供を行う。

(3) 災害医療情報システム

災害時における医療機関の被災状況、受入可能状況、応援要請情報等の情報を各機関が入力・確認することにより迅速、かつ効果的な災害医療を提供することに資することを目的とする。

また、平成26年度から厚労省のEMISの直接利用が可能となり、99さがネットから厚労省のEMISへ直接、URLリンクできる。

(4) 救急搬送支援システム

システムを救急隊が現場で利用するのが困難であることから、救急搬送時に救急隊が救急車に搭載したタブレット端末を使用し、搬送の活動内容や傷病者の状況などを登録することにより、他の救急隊や受入先となる医療機関などを情報共有する。

これまでの利用状況

項目		数値等
利用状況 (令和6年度実績)	アクセス状況（一般向けトップ）	191,125件／年
	アクセス状況（関係者メニュー各ページ参照数合計）	611,699件／年

なお、救急医療機関用情報端末と、救急車用情報端末の令和6年度の運用予定台数は次のとおり。

■救急医療機関用端末情報

No.	施設区分	区分	数量
1	救命救急センター	医療機関	4
	計		4

■救急車情報端末

No.	施設区分	区分	数量
1	佐賀広域消防本部	消防機関	22
2	鳥栖・三養基地区消防本部	消防機関	8
3	唐津市消防本部	消防機関	10
4	伊万里・有田消防本部	消防機関	10
5	杵藤地区消防本部	消防機関	10
6	危機管理防災課（消防学校）	行政	2
7	医務課	行政	2
	計		64

※消防本部（局）には、各本部用に各1台、救急車用として配備台数に応じて設置する。

第3章 本委託業務の概要

3.1 システム更新の方針

本委託は、以下のシステム更新の方針をもって進めることとする。

(1) 利用者利便性の向上

本システムの更新にあたっては、現システムの機能や操作性などを維持しながら、ペーパーレス化やカメラを活用した更なる利便性の向上を意識して取り組むこと。

(2) ユーザビリティとアクセシビリティの配慮

画面については、その構成と操作・運用の観点で精査し、タブを使った画面構成を採用するなど、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい画面とする。また、出力帳票についても見やすさや利便性を考慮する。

(3) 情報セキュリティ対策

本システムでは、個人情報を扱うことから、十分なセキュリティ対策（人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置）を講ずるものとする。

(4) 制度改正等への対応

国のシステム更新や、制度改正に伴うシステム改修の発生が見込まれる。これらの改修等に対し、迅速かつ低コストで対応できるよう、本システムの構築にあたっては、パッケージ製品の導入を前提とする。

なお、導入する製品はAPPLICの地域情報プラットフォーム標準仕様（APPLIC-0002-2024）に準拠した製品であることが望ましい。また、選定製品は、更新時点で製品化され、都道府県または、佐賀県同等の人口規模の自治体で安定した稼働の実績があることとする。

また、他システムとの連携等についても拡張機能として対応可能とすること。

令和8年度から令和12年度までの運用保守については、本調達とは別に、令和7年度中の業者選定を予定している。

3.2 本業務の範囲

本業務の範囲は以下のとおりとする。なお、詳細については、次章以降に記述する。

(1) ソフトウェア等の調達及び構築

新システムの稼働に必要なリソース（サーバ類、OS、ネットワーク機器ソフトウェア、ミドルウェア等）の調達及びシステム構築を行うものとする。

仮想サーバのCPUやメモリ、ディスク容量等の各リソース要件の整理、必要セグメント数、各セグメントに必要なIPアドレス数、ロードバランサ機能等のネットワーク要件の整理、バックアップ、監視等の運用保守要件の整理など、本システムの稼働に必要な要件定義は本業務の範囲で行う。

(2) 新システムの設計・構築

本仕様書で示す機能等を実現し、利用者の業務効率の向上が図れる新システムの構築を行うこと。構築にあたっては事前に県及び関係者との密な打ち合わせ、説明等を行いながら設計を行うこと。

なお、今回のシステム更新においては、連携するシステム側の改修は行わないことを前提としている。

(3) データ移行

現行のシステムからデータ移行を行い、また、県が行うデータ移行を支援すること。データ移行に際しては、システムの停止期間等を短くし、かつ、県側の負担を軽減する方式で行うこととし、事前に計画書を策定して行うこと。

(4) マニュアル作成、操作研修

管理者向けマニュアル、利用者向けマニュアル等を作成すること。すべての機能を網羅した標

準的なマニュアル以外にも、管理者、利用者がよく使用する機能を抜粋するなどした、分かりやすい簡易版のマニュアルも作成すること。

作成したマニュアルを用いて管理者向け、利用者向けの操作研修を行うこと。必要に応じて連携する業務システムベンダ向けの説明会を行うこと。

(5) 本番切替

現システムから新システムへの本番切替を行うこと。切替に際しては事前に計画書を作成して業務に影響がないように行うこと。

3.3 委託対象システム構成

3.3.1 ハードウェア

構築導入するアプリケーションやシステム規模に応じて十分な処理能力と応答速度が得られる構成を用意することとし、今後のシステム利用状況等を考慮し、十分なリソースを準備すること。

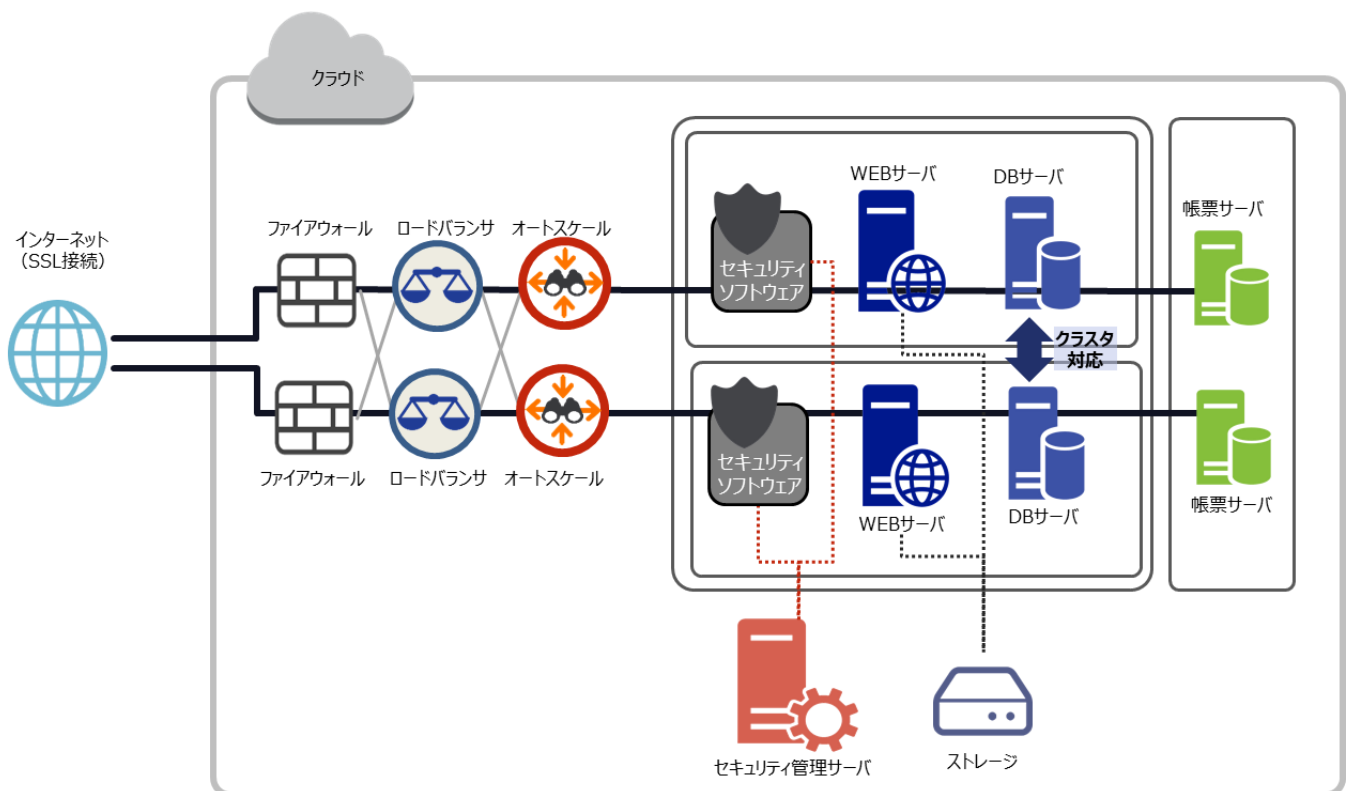


図 3-1 99 さがネット データセンタ側ハードウェア構成例

3.3.2 ソフトウェア

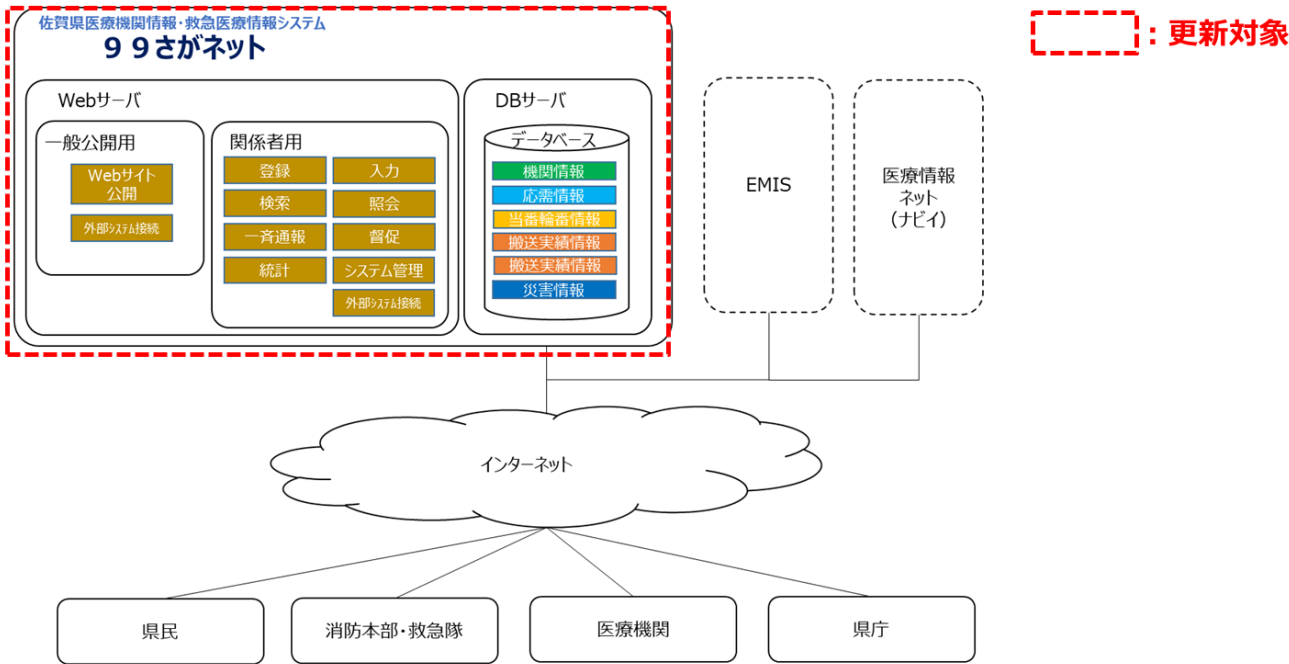
ソフトウェアは常時、最新のサーバOSで稼働させることができることとし、セキュリティ、パフォーマンス、可用性の高いソフトウェアで構成すること。また、ウィルス対策ソフトや、ファイアウォール等、不正アクセス対策を行うこととし、システムの異常を常時監視するソフトウェアを提供すること。

3.3.3 ネットワーク

本システムは、インターネット経由でのアクセスとする。本システムへのアクセスの負荷等について以下の要件について十分に検討して決定すること。

- ・ ネットワーク要件（必要セグメント数、各セグメントに必要なIPアドレス数の提示）
- ・ ロードバランサ要件（ロードバランス、パーシステンス、ヘルスチェック方式等）

関係者の利用にあたっては、SSL通信等による暗号化すること。



※県民は、一般公開用へのアクセスを行い、消防本部、医療機関、佐賀県の関係機関等は、一般公開用ページから関係者用ページにアクセスする。

図 3-2 99 さがネット ネットワーク構成例

3.5 スケジュール

本業務における設計、開発および運用、保守業務スケジュールは、以下の図に示すとおり想定している。本調達の業務範囲は点線に示す部分となる。

	令和7年度						(別途業者選定) 令和8年度～令和12年度				
フェーズ	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10	R11	R12
現行システム運用											
要件定義											
設計											
製造											
試験											
移行											
研修											
新システム切替							▼令和 7 年 3 月末				
運用											
保守											
廃棄							令和 12 年度末までに実施				

図 3 スケジュール（想定）

第4章 委託対象システムの詳細要件

4.1 機能要件

本システムで要求する機能については別紙1「システム機能一覧」に示す。

なお、この要件一覧に記載の機能を満たすものであれば画面構成やメニュー名は県に相談の上、変更することができるものとする。

○厚労省のEMISとの接続

- ・ 災害医療情報システムの中に厚労省のEMISへのリンクをおくこと
- ・ EMISの担当ベンダー窓口は以下を参照すること
(担当ベンダー窓口)

会社名：日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

○救急搬送データ分析機能

本システムの入力データの有効活用のため、搬送データを分析できるためのデータの出力機能及びグラフ等への可視化の機能を備えること。

4.2 非機能要件

委託対象システムにおける非機能要件は次のとおり。なお、運用、保守を考慮したものであること。

4.2.1 信頼性要件

- ・ 操作端末や管理用端末での操作ミス等によるシステム障害が発生しないよう対策を講じること。
- ・ 複数の操作端末からの同時更新等により、データの整合性が失われたり、処理が停止したりしない対策を講じること。
- ・ 各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては、負荷分散構成、クラスタ構成等により、信頼性を確保すること。
- ・ システム障害や、ランサムウェア等のリスク対策を考慮して、適切にバックアップを取得する等の対策を講じ、リカバリによる早期復旧ができること。
- ・ 公開サイト（Webページ）はJIS X 8341-3:2016 AA以上に準拠すること。

4.2.2 セキュリティ要件

(1) 資料及びデータの取り扱い

- ・本業務を実施するにあたり必要と思われる資料及びデータの提供は、県が妥当と判断する範囲で行う。
- ・受託者は県から提供された資料及びデータを、本業務を実施する目的のみに用いるものとし、県の許可なくして複写又は複製してはならない。
- ・受託者は業務終了後、県から提供された全ての資料及びデータを県に返却すること。
- ・契約の終了時のほか、保存されたデータを別のシステムに移行する必要が発生する際は、サーバ上に保存されたデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、一時的なものも含めて、不要になった記憶媒体上のデータが復元できないよう抹消し、その結果を県に書面で報告すること。なお、実施方法等の詳細については、県と協議するものとする。

(2) プロジェクト作業環境

① 作業員の管理

- ・本プロジェクトのプロジェクトマネージャは本プロジェクトに関する資料及びデータを取り扱う作業員を限定し、適切に管理すること。
- ・本プロジェクトに関する資料及びデータを取り扱う作業環境（庁内の指定された作業場所や受託者のプロジェクトルーム等）に入退場する作業員を適切に管理し、第三者への情報漏洩を防ぐこと。

② 作業端末のセキュリティ

- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末がウイルス対策ソフトの導入やセキュリティパッチの適用など、適切なセキュリティ対策が施されていること。
- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末が情報漏洩リスクのあるソフトウェア（ファイル共有ソフトウェアなど）をインストールしていないこと。
- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末上で、データへのアクセス権限の設定や作業員のアクセスログを取るなどの工夫を行い、適切な作業員のみが同データにアクセスしていることを確認できるよう管理すること。
- ・本プロジェクトに関するデータを取り扱う作業端末は、ほかの用務での使用は行わないこととし、原則設置場所を固定すること。

(3) その他

- ・佐賀県情報セキュリティポリシーに準拠したシステムとし、不正アクセス・コンピュータウイルス等への適切なセキュリティ対策を講じ、安全性・信頼性を確保すること。
- ・全てのページのアクセスの際に、暗号化通信(SSL)ができること。
- ・システムのソフトウェアに対しセキュリティ上の問題(いわゆる脆弱性)等が発見された場合は、県と協議の上、速やかにメーカーの指定する対策を講じるとともに、セキュリティパッチ配布開始後速やかに適用するなどの対策を行い、当該問題を解消すること。
- ・取り扱う業務単位、グループ(消防機関等)単位にアクセス権を設定できること。
- ・不審または悪意のあるシステムの変更を監視する改ざん検知が可能なこと。
- ・万一、コンテンツ書き換え等の不正アクセスが発覚した場合には、直ちに県に対し状

況報告を行い、速やかに対策処置および回復処置を行うこと。

4.2.3 可用性要件

原則として、24 時間365 日利用可能なシステムとし、システム稼働率は、定期点検等の計画停止時間を除き、99.9%以上とする。システムの冗長構成等により、障害時の自動切換え機能等で、システム停止の時間を最小限とすること。

4.2.4 保守性

システム異常時は監視機能等によりシステム管理に通知して、ログ出力等により、原因分析、原因特定、早期復旧できる仕組みを構築すること。

4.2.5 拡張性要件

- ・スケールアウトを前提として、容易に機器等の拡張が可能なシステム構成とすること。
- ・県の組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮すること。
- ・技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を採用すること。

第5章 委託作業における詳細要件

5.1 システム要件定義フェーズ

受託者は現状分析、課題分析を行い、システムの概念設計を経て、システムに必要な機能や要件を定義する。

具体的な作業は次のとおり。

救急医療、災害医療、搬送支援等の各業務要件と現行のシステムの機能要件を整理した上で、本業務における要件定義書をまとめる。

また、各事項を含めたうえでの性能やセキュリティ等の非機能要件を整理し、基本設計時の基礎資料とする。

5.2 設計フェーズ

受託者は要件定義フェーズの成果をもとに、システムの基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、データベース設計、信頼性・安全性設計）、プログラム設計を行う。

5.2.1 基本設計

要件定義書を基に、各機能を対象に、機能一覧、画面設計、帳票設計、インターフェース仕様を設計し、基本設計書としてまとめる。

パッケージソフト等を利用する場合には、現行業務および現行機能との差異を調査し、パッケージが持たない機能や現行システム機能との差異部分についてカスタマイズ対応する等の内容を基本設計書にまとめる。

また、本業務にて構築するシステムの稼働環境となる機器構成、ネットワークおよび導入ソフトウェア等のシステム構成について設計書を作成する。

5.2.2 詳細設計

基本設計書を基に、画面、帳票、外部インターフェースにおける個々の要素設計をおこない、詳細設計書としてまとめる。

パッケージソフトウェア等を利用する場合には、利用するパッケージが持たない機能や現行システム機能との差異部分についても詳細設計書に加えること。

5.2.3 ソフトウェア設計

詳細設計書を基に、アプリケーションソフトとパッケージソフトの適用範囲を決定し、開発実施部分についての設計を実施する。

設計にあたっては、OSやブラウザ、データベースソフト等の変更があった場合において影響範囲が局所化されるよう、コンポーネント化による再利用性を高める配慮をすること。

5.3 製造フェーズ

受託者は設計フェーズの成果物をもとにファシリティ、機器の導入、プログラミング、単体試験を行う。

5.4 試験フェーズ

受託者は製造フェーズの成果物を結合させ、設計フェーズの成果物のおりの動きをするかをすべての処理において確認する。具体的な作業内容は次のとおり。

5.4.1 試験計画書の作成

実施する結合試験、総合試験、セキュリティ試験について、試験方針、実施内容及び実施理由を記載し、試験工程毎に試験計画書として提出し、予め県の下承を得てから実施すること。

試験計画書に記載すべき事項は次のとおり。

- ・ 受託者の試験実施体制と役割
- ・ 試験に係る詳細な作業及びスケジュール
- ・ 試験環境（試験における回線及び機器構成、試験範囲）
- ・ 試験に関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含め）
- ・ 試験データ
- ・ 評価指標

5.4.2 試験実施要件

（１）試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件を以下に示す。

- ① 受託者は試験の管理主体として試験の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- ② 受託者は県及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- ③ 県に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- ④ 各試験を行うため、一連のテストケース（入力、出力及び試験基準）、試験シナリオ（例外処理を含む。）、試験データ、試験評価項目及び試験手順を各試験実施前に作成の上、提出すること。
- ⑤ 各試験終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、県と協議の上、試験実施報告書を作成すること。
- ⑥ 他システムとの接続試験を実施する際には、県の職員、当該システム開発と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

（２）試験データ要件

試験において使用する試験データに係る要件を以下に示す。

- ① 試験データは、原則として受託者において用意すること。

- ② 試験データの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、試験工程毎の試験計画書に試験データの種類等を記載すること。

(3) 試験環境要件

試験環境に係る要件を以下に示す。

- ① 結合試験に必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。
- ② 総合試験に必要な機器等は、県が準備するため、試験を実施するために必要な各種設定を受託者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。

(4) 結合試験要件

プログラム及びモジュールが、本システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態で試験を行い、結果を報告すること。

(5) 総合試験要件

- ① 新システムが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。
- ② 性能及び負荷の試験においては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。
- ③ 試験では、以下の項目について確認を行うことを想定しているが、詳細については受託者と件で協議の上、必要な項目を決定することとする。

機能性

- ・システム機能が、正常系、異常系共に仕様書どおりに動作すること。
- ・情報セキュリティ要件を満たしていること。

信頼性

- ・信頼性要件を満たしていること。
- ・障害が発生した際の回復処理が適切であること。

使用性

- ・要件及び説明書どおりに動作し、利用者が利用しやすいこと。

応答性

- ・オンライン処理、バッチ処理の応答時間、スループットが適切であること。
- ・システムの限界条件（データ量、処理量）下で、正常に動作すること。

(6) セキュリティ試験要件

セキュリティ試験にかかる要件を以下に示す。

- ① システムが既知の攻撃手法（バッファオーバーフロー、SQLインジェクション等）に対してシステムのセキュリティに影響を及ぼさないことを確認すること。
- ② ユーザー認証およびアクセス制御が適切に実装されており、権限のないユーザーが機密情報にアクセスできないことを確認すること。
- ③ システムの動作環境又は動作前提であるソフトウェアについて、既知の脆弱性が存在しないこと、及び既知の攻撃手法に対して脆弱な設定が行われていないことを確認すること。
- ④ セキュリティ試験において発見された脆弱性及び当該脆弱性に関して実施した対処について、試験実施報告書に記載すること。

5.5 移行フェーズ

受託者は試験フェーズを経た成果物を実際の運用環境上に移行させる。併せて既存システムで生成したデータを移行し、発注者にその動作を確認させ承認を受ける。具体的な作業内容は次のとおり。

5.5.1 プログラム及びデータの移行

プログラム及びデータの移行に係る要件を以下に示す。

- ① 移行計画書に下記②～③の要件を具体的に記述し、それに基づいて県の下承を得ながら作業を進めること。
- ② 現行システムからの情報・データの抽出に関しては、現行システムの運用業者によって、一般的なファイル形式にて抽出・提供までが行われる。受託者は、当該データを受領することを前提に、必要に応じ、本システムデータベースへの移行プログラムの設計・開発、移行後のデータに関する正当性確認プログラムの設計・開発等、移行にあたって必要となる各種作業を実施すること。
- ③ 受託者は、②のデータ・プログラムを前提に、現行システムで利用している情報データを新システムのデータベース等へ移行し、付随する各種作業を実施すること。

5.5.2 受入試験

(1) 受入試験支援要件

県が主体となって実施する受入試験に係る要件を以下に示す。

- ① 受入試験における具体的な手順及び結果を記入するための受入試験手順書（案）を作成すること。
なお、システム操作に精通していない職員でも分かりやすい試験となるように工夫すること。
- ② 受入試験は県が主体となって行うが、県の求めに応じて受入試験を支援するための要員を確保すること。
- ③ 受入試験で必要となる試験データについて準備するのを支援すること。
- ④ 受入試験で確認された障害について対応方針を提示し県の承認を得ること。
- ⑤ 県に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

5.6 研修フェーズ

受託者は委託対象システムに関する県への教育・研修の実施に関して適切な計画を立案する。

また、立案した計画に対して県の承認を得たうえで、計画に従い適切に県への教育・研修の支援を行う。併せて、システム管理者向け操作マニュアル、利用者向けの操作マニュアル等の整備を行うこと。

- ・システムシステムの操作マニュアルを関係機関分準備し、各機関に配布すること。マニュアルについては、情報端末操作に不慣れな者へのマニュアル（概要版）と詳細な操作マニュアル（詳細版）を作成し、操作者のレベルに合わせた研修内容とすること。

ただし、県内の全医療機関が参加する医療機関情報システムの操作マニュアルについては、シス

テム上での配布で足りる。

- ・マニュアル（詳細版）及びマニュアル（概要版）については、関係機関用に3部ずつの紙印刷とPDF等の電子データを準備すること。（目安：県2機関、消防本部5機関、医療機関60機関程度）
- ・救急医療情報システム、及び災害医療情報システムについては関係機関（医療機関、消防機関）向けに操作研修会を実施すること。（操作研修会は数回程度実施して、会場は県で用意する。）
- ・研修会に必要な資料の作成、申し込み取りまとめ、受付、講師、機器の準備等については、落札業者が実施すること。なお、開催案内については県が実施する。
- ・研修会については、県内5消防本部及び5つ医療圏ごとに関係する医療機関向けに実施するものとし、10回以上実施すること。ただし、消防本部と医療機関の合同研修やオンラインでの開催など、研修の内容や効率が向上するような提案であれば、この限りではない。

第6章 委託業務遂行に関する要件

6.1 プロジェクト管理

6.1.1 プロジェクト管理方法

PMBOK (Project Management Body of Knowledge) など、世界的にも標準手法として認知されている、プロジェクト管理方法を用いること。

6.1.2 プロジェクト基礎データの収集報告方法

プロジェクトの進捗・品質を担保するために必要な基礎データを明確にし、その取得方法、報告方法について県と合意したうえ収集すること。県に対する報告は収集した基礎データをもとに行うこと。

6.2 体制及び要員に関する要件

6.2.1 プロジェクト体制

本業務に遂行に関するプロジェクト実施体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

6.2.2 要員計画

本業務中の要件定義フェーズ、設計フェーズ、製造フェーズ、試験フェーズ、移行フェーズ、研修フェーズを遂行するために、専任のプロジェクトマネージャーを 1 人割り当てること。

プロジェクト要員を計画し、要員の情報(プロフィール情報、スキル情報、参画期間、経験情報)を明確にすること。

6.2.3 組織管理・コミュニケーション管理方法

受託者は本業務におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法について作成し、県と合意すること。本管理方法はISO/IEC 27001、ISO/IEC 20000 - 1:2018等の認証規格に準拠したものとする。

6.3 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本事業のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

受託者は、本業務の実施にあたり、県と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、県にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

6.4 本委託業務の納品物

6.4.1 納品物の内容

以下に記すものを県が示す期限までに納品すること。

なお、中間成果物に関しては、各フェーズの完了時に提出を行うこと。内容は県担当者と協議し、承認を得たものを提出すること。

(1) 本仕様書の要件及び稼働システム

システム一式（ソースコード（本調達で新たに作成する部分など、契約書により著作権等が県に帰属するもの等）及び実行ファイルを含む）

(2) 本システムに係る各種ドキュメント

県が主に想定するドキュメント成果物については「ドキュメント成果物一覧」の通りする。なお詳細については県と協議のうえ決定する。

表. ドキュメント成果物一覧

フェーズ	成果物	内容
システム要件定義	システム要件定義	新システム体系、新機能要件、新業務フロー及び非機能要件等
設計	機能構成図	システム全体機能関連図、個別システム単位の機能関連図
	画面一覧	画面一覧
	帳票一覧	帳票一覧
	バッチ一覧	バッチ一覧
	詳細設計書（画面）	画面設計書 システム全体機能概要書、個別システム単位の機能概要書 プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書 画面入出力項目のチェック・編集を定義した設計書 画面遷移図等
	詳細設計書（帳票）	帳票レイアウト 帳票出力項目の編集を定義した設計書

	詳細設計書（バッチ）	ジョブ関連図 ジョブスケジュール一覧 プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書
製造 ・ 試験	テスト計画書	単体テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 結合テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 総合テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書 運用テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書
	単体テストチェックリスト	単体テストのチェックリスト、およびテスト結果
	単体テスト結果報告書	単体テストの実施結果、評価をまとめた報告書(単体テスト全体)
	結合・総合テストシナリオ	結合テストのテストシナリオ 総合テストのテストシナリオ
	結合・総合テスト結果報告書	結合テストの実施結果、評価をまとめた報告書 総合テストの実施結果、評価をまとめた報告書 運用テストの実施結果、評価をまとめた報告書 システムテストの実施結果、評価をまとめたもの
移行	データ移行計画書	移行テストのテスト方式、作業手順を定義した計画書
	データ移行仕様設計書	新システムへの移行要件や移行プログラムの処理内容を定義した設計書
	データ移行実施報告書	移行テストの実施結果、評価をまとめた報告書 本番移行の実施結果をまとめた報告書
	システム構成図	システムの構成図(構成内容含む)
	環境定義書	システム環境構築に関する各種定義情報をまとめたもの
研修	操作マニュアル（詳細版）・操作マニュアル（概要版）	
その他	各種会議・打合せ議事録	

6.4.2 形式等

書類（紙媒体）は、A4 判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの 1 部（原本 1 部）を提出すること。

書類（電子媒体）は、CD-R 又は、DVD-R により 1 部提出すること（ファイルフォーマットは、Microsoft Office、Microsoft Project、Microsoft Visio に対応できるデータ形式）。

6.4.3 納品場所

県の指定する場所に納品すること。

第7章 その他

7.1 業務の再委託

本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、一部再委託については、あらかじめ県から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

7.2 知的財産権の帰属等

知的財産権等については、委託契約書による。

7.3 機密保持

- ① 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。但し、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。
 - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 佐賀県から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの
- ② 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- ③ 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- ④ 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る佐賀県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消すると共に、県から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に県に返却するものとする。

7.4 情報セキュリティに関する受託者の責任

7.4.1 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者は、別添の「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。なお、個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

7.4.2 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

また、受託者は、ISO/IEC 27001に準拠した情報セキュリティマネジメント体制を構築・運用し、契約に基づき取り扱う情報資産の保護に努めるものとする。

7.4.3 脆弱性の管理

- ・コーディング等を行う場合は、IPAの「安全なウェブサイトの作り方」を参考にする等、セキュアなプログラム構築を行うこと
- ・ソフトウェア等の納品物は新規作成、改修に関わらず、当該納品物の関連範囲に応じて、アプリケーションおよびプラットフォームの脆弱性診断を行い、問題を解消した上で納品すること
- ・ソフトウェア等の納品物は利用基盤を含めてライフサイクルの全期間に渡り脆弱性の監視を行い、新たな脆弱性が確認された際には、県と相談の上、速やかに対応を行うこと。

7.5 外部サービスの選定、利用に関するセキュリティ関連事項

7.5.1 クラウドサービスの選定、利用に関するセキュリティ要件

セキュリティ確保のため、本システムの調達範囲でクラウドサービスを利用する範囲がある場合は、そのクラウドサービスが以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ・利用するクラウドサービスがISMAPクラウドサービスに登録されていること
- ・利用するクラウドサービスの提供者がISO/IEC27017、個人情報扱う場合においては、加えてISO/IEC27018を取得していること。

7.6 契約不適合責任

検収後1年間において、納入成果物が契約の内容に適合しないことが判明した場合には、受託者の責任及び負担において、県が相当と認める期日までに補修を完了するものとする。

7.7 法令等の遵守

- ① 受託者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）等の関係法規を遵守すること。
- ② 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

7.8 特記事項

本業務の契約締結後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記し発注者に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（業務委託費、運用開始に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明らかにすることによって変更を確定する。

また、受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。